お役立ち情報

お問い合わせ先

20770-22-2611

FAX.0770-24-1311 E-mail Tcci_Soudan@tsuruga.or.jp



る対応をお願

高年齢者雇用安定法の改正を受け、平成25年4月までに継続雇用制度の 対象者を選別する基準を廃止することが必要です。

企業の規模や業種に関わり なく、定年の年齢を65歳未 満にしている企業のうち、次 の事項に該当すれば、就業規 則等の改正をお願いします。

●労使協定で定める基準に該当する者を65歳まで 継続して雇用する制度を導入している

就業規則等の改正が必要です

●定年の年齢が65歳以上 ●定年制を設けてない ◉希望者全員を65歳まで継続して雇用する制度を導入 今回の法改正に伴う制度の

①少子高齢化が急速に進展する中、労働力 人口の減少を跳ね返し、経済と社会を発

展させるため、全員参加型の社会の実現が求めら れているためです。

団塊の世代の退職、若者、女性の就業者など約 361万人の就業者が減少。

②平成25年4月から公的年金の報酬比例部分の支給開始 年齢が段階的に引き上げられ、無年金・無収入となる方が 生じる可能性があるためです。

具体的に何が変わ

- ①継続雇用制度の対象者を限定できる仕組み の廃止
- ②継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ③義務違反の企業名を公表
- ④高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針 の策定等が行われます。
- これらは、平成25年4月から施行されます。

【お問い合わせ先】敦賀商工会議所 経営支援・地域振興グルー



※ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法第68号) ······ 敦賀商工会議所 経営支援·地域振興グル-◎お問い合わせ先 ……… など職場での呼称にかかわらず、 を規定しています。 れました。今回の改正では、有期労働契約について、左記の3つのルール 働契約のことをいいます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託 しいルールの対象となります 改正法の3つのルー 有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労



会社)と締結される労働契約が なお、派遣社員は、派遣元(派遣

対象となります。

の相違を設けることを禁止する ることによる不合理な労働条件 有期契約労働者と無期契約労 不合理な労働 期間の定めがあ 条件の禁止

く必要もあります。

止めが認められないことになる に規定されました。 法理」が、そのままの内容で法律 П [裁判例で確立した「雇止め 「雇止め法理」の法定化 めのない労働契約(無期労働契 働者の申込みにより、期間の定 通算5年を超えたときは、労 期労働契約が反復更新され 無期労働契約への転換

有期労働契約は、

約3割が、通算5年を超えて 計されます。 全国で約1・200万人と推 る正社員以外の労働形態に多 く見られる労働契約の形式で 有期労働契約を反復更新し 、派遣労働をはじめ、いわゆ 有期労働契約で働く人の 有期労働契約で働く人は

安心して働き続けることがで 労働契約であることを理由と 題となっています。また、有期 じる雇止めの不安の解消が課 られることのないようにしてい きる社会を実現するためのも して不合理な労働条件が定め ている実態にあり、その下で生 した問題に対処し、働く人が 労働契約法の改正は、こう ◉お問い合わせ先 ……… 敦賀商工会議所 経営支援・地域振興グル

契約法改正のポ イン

県、産業支援機関に、地元金融機関を加えた特別支援チー による嶺南地域の中小企業者の支援、課題解決に適した専門

家派遣費用の負担を軽減します。



ケイタイの事なら ドコモのお店へ!

ドコモショップ小浜店 0120-56-9080

小浜市遠敷24-38-2 営業時間/AM10:00~PM7:00

営業時間/AM10:00~PM7:00

0120-24-1718

http://www.tsurugadenki.co.jp/



Ш

人間の血管の総延長は約10万キロにも及び、最大の 臓器です。日本人の死因の2、3位を占める心疾患・脳血 管疾患はいずれも動脈硬化による病気。血管は全身に 張り巡らされているので、一部の血管で問題が起きれば 他の部位でも病気が発生する危険性をを秘めています。 「予防に勝る治療なし」のすばらしい商品をご紹介します。

その名は「シーアルパ100」



:脳梗塞:心筋梗塞の予防に 古いゴムホース(血管)を 血管 ピカピカの新品

よどんだ泥水(血液)を 180粒 9,975円 血液 清水の様にサラサラに 360粒 17,850円

₹ 駅前本店 ☎22-0206 □ 市野々店 ☎25-0708



有期労働契約で働く人であれば、新

都市ガスは地球にやさしい 快適な生活環境づくりのエネルギー



豊かな都市づくりに奉仕する



代表取締役 竹

労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布さ

中



〒914-0056 敦賀市津内町1丁目14番地の2 TEL(0770)22-0840代 FAX(0770)22-4897